



長野県報

12月20日(木)
平成30年
(2018年)
第3036号

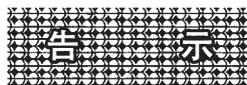
目次

告示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課) 1
- 生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等の変更の届出(地域福祉課) 2
- 生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出(地域福祉課) 2
- 生活保護法に基づく施術者(助産師)の指定(地域福祉課) 2
- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等業務を行う者の登録(地域福祉課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(障がい者支援課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新(障がい者支援課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出(障がい者支援課) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(障がい者支援課) 4
- 信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域(産業立地・経営支援課) 5
- 農畜産業振興事業補助金交付要綱の一部改正(園芸畜産課) 5
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(5件)(森林づくり推進課) 5
- 公共測量の実施(3件)(建設政策課) 6
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課) 7
- 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) 8

公告

- 特定調達契約に係る一般競争入札(産業政策課) 8
- 都市計画事業の認可(都市・まちづくり課) 9
- 地方自治法に基づく監査結果に関する報告(監査委員事務局) 10



長野県告示第664号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成30年12月20日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
つどいのクリニック	柿田	上伊那郡	飯島町	飯島2550番地5	平成30年	9月	1日		

地域福祉課

長野県告示第665号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成30年12月20日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
北アルプス医療センターあるぶすメンタルクリニック	松本市中央2-3-17 知新堂ビル2階	松本市中央2-3-17 知新堂ビル2階	松本市大手4-7-13 リビングアップビル2階	平成30年9月3日
カワイ薬局	上田市中央二丁目3番16号-101	上田市中央二丁目3番16号-101	上田市中央2-4-13若林ビル1階	平成30年9月1日
こもろ薬局	小諸市赤坂1-12-6	小諸市赤坂1-12-6	小諸市与良町3-3-3	平成30年1月11日
アイン伊那薬局	伊那市手良野口2037-4	アイン伊那薬局	リジョイス伊那薬局	平成30年9月1日

地域福祉課

長野県告示第666号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成30年12月20日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
こまくさ薬局	松本市城西1-3-27	平成30年9月10日

地域福祉課

長野県告示第667号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者（助産師）を次のとおり指定しました。

平成30年12月20日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者又は助産師

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
戸谷 優	千曲市上山田2049	平成30年8月1日

2 施術所又は助産所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
とたに接骨院	千曲市戸倉2021-2-1階	平成30年8月1日

地域福祉課

長野県告示第668号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3の喀痰吸引等業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成30年12月20日

長野県知事 阿部 守一

(登録喀痰吸引等事業者 介護老人福祉施設)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人上田しいのみ会	特別養護老人ホーム室賀の里	長野県上田市上室賀19番地	平成31年1月1日
(登録喀痰吸引等事業者 短期入所生活介護)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人上田しいのみ会	室賀の里短期生活介護センター	長野県上田市上室賀19番地	平成31年1月1日
(登録喀痰吸引等事業者 介護老人福祉施設)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人若槻ホーム	特別養護老人ホーム若槻ホーム	長野県長野市田中1464番地1	平成31年1月1日
(登録喀痰吸引等事業者 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人若槻ホーム	若槻ホーム別館	長野県長野市上野1丁目1462-1	平成31年1月1日

地域福祉課

長野県告示第669号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成30年12月20日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
信州上田医療センター	上田市緑が丘1-27-21	平成30年10月1日
きつぎ矯正小児歯科	佐久市佐久平駅南14-5 TM浅間ビル2F	平成30年10月1日
クオール小諸薬局	小諸市甲4598-23	平成30年10月1日
クオール松本薬局	松本市中央2-5-20	平成30年10月1日
クオール松本南薬局	松本市野溝西1-9-35-8	平成30年10月1日
クオールまるやま薬局	飯田市白山町3-東3-1	平成30年10月1日
クオールひがしの薬局	飯田市鈴加町1-21	平成30年10月1日
ビーナス・フジモリ薬局	茅野市本町西15-36	平成30年10月1日
モリキ松本波田薬局	松本市波田字波多10059-1	平成30年10月1日
訪問看護ステーション真田	上田市真田町長7141-1	平成30年10月1日
アイ訪問看護ステーション笑楽笑	安曇野市豊科高家5211-4	平成30年10月1日

障がい者支援課

長野県告示第670号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

平成30年12月20日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定更新年月日
くろさわ病院	佐久市中込1-17-8	平成30年10月1日
諏訪赤十字病院	諏訪市湖岸通り5-11-50	平成30年10月1日
松本市立病院	松本市波田4417-180	平成30年10月1日
長野県立信州医療センター	須坂市大字須坂1332	平成30年10月1日
平林矯正歯科	松本市新村548	平成30年10月1日
よしだ薬局	上田市芳田1904-6	平成30年10月1日
真田薬局	上田市真田町本原1016-4	平成30年10月1日
塩田薬局	上田市中野38-6	平成30年10月1日
岩波湖畔薬局	諏訪市高島2-1201-44	平成30年10月1日
のぞみ薬局	茅野市ちの3386	平成30年10月1日
ダイリン薬局	塩尻市広丘野村1688-1	平成30年10月1日
赤野薬局	塩尻市大字木曾平沢1471-7	平成30年10月1日
株式会社日医調剤穂高薬局	安曇野市穂高764	平成30年10月1日
かすみ薬局 西店	中野市西1-5-10	平成30年10月1日
かすみ薬局	中野市西1-5-64	平成30年10月1日
イオン薬局中野店	中野市大字一本木252-1	平成30年10月1日
飯田市訪問看護ステーション	飯田市八幡町438	平成30年10月1日

障がい者支援課

長野県告示第671号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成30年12月20日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
リジョイス伊那薬局 伊那市手良野口2037-4	アイン伊那薬局 伊那市手良野口2037-4	平成30年9月1日

障がい者支援課

長野県告示第672号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成30年12月20日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
きつき矯正小児歯科	佐久市佐久平駅南14-5 TM浅間ビル2F	平成30年9月30日
クオール小諸薬局	小諸市甲4598-23	平成30年9月30日
クオール松本薬局	松本市中央2-5-20	平成30年9月30日
クオール松本南薬局	松本市野溝西1-9-35-8	平成30年9月30日
クオールまるやま薬局	飯田市白山町3-東3-1	平成30年9月30日
クオールひがしの薬局	飯田市鈴加町1-21	平成30年9月30日
こまち薬局	佐久市佐久平駅北23-1 スイートヒルズ1F	平成30年8月31日
こまくさ薬局	松本市城西1丁目3番27号	平成30年8月31日

有限会社イケダ薬局

上田市中央2-6-5

平成30年3月31日

有限会社藤沢薬局

諏訪郡富士見町富士見3586

平成30年8月7日

株式会社花園薬局

上田市中央西一丁目15番20号

平成30年8月31日

障がい者支援課

長野県告示第673号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例(平成17年長野県条例第25号)第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成30年12月20日

長野県知事 阿部守一

佐久市平賀字中堰900番、907番、908番、909番1及び909番2

産業立地・経営支援課

長野県告示第674号

農畜産業振興事業補助金交付要綱(平成20年長野県告示第302号)の一部を次のように改正し、平成30年度の補助金から適用します。

平成30年12月20日

長野県知事 阿部守一

別表第1の信州農業生産力強化対策事業の項中

2 農業協同組合又は知事が適当と認める団体(以下「農協等」という。)が行う1に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。
--	--

を

(3) 家畜防疫対策緊急支援事業 2 農業協同組合又は知事が適当と認める団体(以下「農協等」という。)が行う1に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	2分の1以内 10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。
--	--

に改める。

園芸畜産課

長野県告示第675号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年12月20日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南佐久郡川上村(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

川上村(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第676号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年12月20日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡松川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第677号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年12月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡木曾町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第678号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年12月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡王滝村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
王滝村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を長野県林務部森林づくり推進課及び王滝村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第679号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年12月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡筑北村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、伐採を禁止する。
筑北村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第680号

佐久市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成30年12月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（佐久市都市計画基本図整備）
- 2 作業期間
平成30年12月3日から平成31年2月15日まで
- 3 作業地域
佐久市

建設政策課

長野県告示第681号

御代田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成30年12月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成30年12月25日から平成31年3月22日まで
- 3 作業地域
北佐久郡御代田町

建設政策課

長野県告示第682号

上田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成30年12月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成30年10月8日から平成31年3月20日まで
- 3 作業地域
上田市

建設政策課

長野県上田建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成31年1月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年12月20日

長野県上田建設事務所長 荻野厚

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下原大屋停車場線
- 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
	上田市芳田字長峰1243番地先から 上田市小井田字大石1192番の1地先まで	旧	7.4~14.0 m	0.4260 km
同	上	新	9.8~14.0 m	0.4260 km

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成31年1月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年12月20日

長野県大町建設事務所長 清水孝二

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大町麻績インター千曲線
- 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
	大町市社字うとふ坂6180番の1地先から 大町市社字うとふ坂6134番の16地先まで	旧	6.0~11.8 m	0.2853 km
同	上	新	6.0~11.8 m 7.0~9.0 m	0.2853 km 0.1800 km

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成31年1月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年12月20日

長野県長野建設事務所長 新家智裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長野豊野線
- 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
	長野市豊野町蟹沢字高岡155番の3地先から 長野市豊野町蟹沢字北曾峰148番の6地先まで	旧	4.4~10.5 m	0.1179 km
同	上	新	5.0~15.3 m	0.1179 km

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成31年1月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年12月20日

長野県長野建設事務所長 新家智裕

1 路線名 長野豊野線

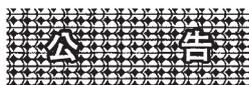
2 供用を開始する区間

長野市豊野町蟹沢字高岡155番の3地先から

長野市豊野町蟹沢字北曾峰148番の6地先まで

3 供用を開始する期日 平成30年12月20日

道路管理課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年12月20日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達産品等の種類及び数量

工業技術総合センター以下12施設で使用する電気

予定契約電力1,362kW及び予定使用電力量3,691,000kWh

各施設の予定契約電力及び予定使用電力量は、仕様書により

ます。

(2) 調達産品等の特質等

入札説明書によります。

(3) 調達期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 調達場所

入札説明書によります。

(5) 入札方法

入札金額は、(1)の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した予定契約電力に対する単一の単価及び予定使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとす）を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分

の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 契約履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (7) 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準に該当する者であること。
- (8) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されていること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(3)に該当しないものは、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(3)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県会計局契約・検査課

電話 026(235)7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県産業労働部産業政策課

電話 026(235)7192

入札説明書等は、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/kensei/soshiki/soshiki/30nyusatsu.html>